

11  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

国立公文書館	
分類	(返) (赤)
配架番号	3 A
	14
	18-3-5

3 - JUL 20  
COPY 1959

要再回  
完結

昭和 20 年 整 第 1 號

接受	昭和 年 月 日	起案	昭和二十年 六月十五日
起案	昭和二十年 六月十五日	起案ヨリ 起案マテ 日数	
決判	二〇、六月、二日	施行	二〇、六月、二日

整理局長  
秘書課長  
大臣

別類書  
省電

六、一六 秘書課受

課  
知

金属類回收令に依る回收物件の譲渡ケタル  
回收物件の譲渡ケタル件通牒

パイプが願ひ致します

洋紙回議用紙

日本標準規格 135 (182 x 257mm)

めくれず

回收機関ノ讓受ケル回收物件ノ転用ニ関シテハ照  
 和十九年四月十四日附一九企本第ニ四一第通  
 牒ヲ以テ企業整備本部長ニ於テ之ガ転用指  
 示其他ノ措置ヲ行フコト相成居タル処今般  
 企業整備本部廢止セラレタルニ付右ハ爾今整備  
 局長ニ於テ行フコトニ左案ニ依リ各回收機  
 関宛通牒シ差支ヘナキヤ  
 仰高裁

案

次官

産業設備部  
 国民更生金庫理事長

宛

小張納

